

NEWS LETTER

Vol**43**

お客さまとともに

2017年7月号

地方中小企業経営政策 提案セミナー ご報告

CONTENTS

地方中小企業経営政策提案セミナーご報告

労働保険の年度更新

算定基礎届

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187



5/11 開催 地方中小企業経営政策提案セミナー

2017/5/11に経営コンサルタントの井崎貴富氏を講師として「地方中小企業経営政策提案セミナー」を開催いたしました。当日は、200名会場が満員となるなど、多くのお客さまにご来場いただき、誠にありがとうございました。本稿では、2時間30分の講義内容を簡単に要約してお伝えいたします。

■大転換の時代へ

現在、日本は大転換の時代へ突入しようとしています。

これは、継続的な総人口の減少と、その結果として経営環境の変化が起きていることが原因です。

日本の人口は、8年連続で減少（自然減29万6千人）しています。中でも問題なのが、人口減少の中でも働き世代である労働人口（15-64才）があげられます。

人口減少が起きている一方、世帯数は5,344万世帯と増加しています。つまり、1人暮らし世帯が増えてきているということです。

では、こうした変化は、経営環境にどういう影響を与えているのでしょうか？

一つ目は、労働力不足、人が雇えなくなってきたということ。建築現場やトラックドライバーが不足しています。また、高齢化や女性の社会進出により看護師や保育士も不足しています。

ですが、こうした分野は皆が困っていることですから、新マーケットが開けている分野ということでもあるんですよ。チャンスが広がっていることにいかに気付けるかなのです。

二つ目は、消費者の購買行動も変化してきているということ。

数年前まで私はセミナーで、店舗を「中心部ではなくて郊外に作れ」「郊外のショッピングセンターの近くに作れ」「大きな店を作れ」と言ってきました。

でも、近年では反対になってしまっています。先ほども申し上げましたが、3-4名連れのファミリーというのが少なくなりました。また、共働きで忙しいから車を運転して大きなショッピングセンターで時間をかけて買い物をするのではなくて、必要なものをさっと買う「ショートタイムショッピング」（近場で、早く、簡単に、購入するライフスタイル）になってしまった。だから、コンビニが拡大していますし、イオンも「アコレ」や「マイバスケッ」といった小型店を積極展開するようになっています。

こうした時代の流れに敏感に反応して、経営に活かさないと拡大するマーケットを見逃すことにもなりかねませんし、店舗を出店する立地等を間違えば、自社の経営に大きなダメージを与えますよ。



経営コンサルタント
井崎 貴富 氏

■拡大するマーケット

既存の業種が厳しくなる中で、新しいマーケットも拡大しています。

全部は紹介しきれませんが、何点かご紹介します。

まず、シニアマーケットの拡大です。

既に大手は、シニア向けの生活支援マーケットに取り組んでいます。

ヤマトHDが展開している「ネコサポ」やセコムがやっている「マイホームコンシェルジュ」など、市場は拡大しています。皆さんも取り組んでみる価値はあると思いますよ。

次に、ホームマーケットの拡大です。

労働環境が変化する中で、家で過ごす時間というのがこれから確実に増えてきます。

そうすると、家の中で「食べるもの・着るもの・楽しむもの」などの市場が拡大していきます。

例えば、ユニクロやしまむら、ここは、家の中や周辺で着るホームウェア商品を販売して成長した企業です。皆さんは、デートの時に着る服と家の中で着る服は、一緒ですか？

違いますよね。デートの時は高くいい服を着ますが、家では安く着心地のいい服を着ますよね。ユニクロやしまむらは、そうしたニーズの違う服を一緒にせずに、ホームウェアを中心に品ぞろえすることで規模を伸ばしてきたんですね。

皆さんはお客の使う立場、買う立場を考えて商品やサービスを揃えていますか？こちらの都合で商品を揃えても、お客の立場では、適切な品揃えではないかもしれませんよ。

最後にサードプレイス。

サードプレイスとは、自宅や職場 or 学校でもない自分の居場所（過ごす場所）のことです。

例えば、スターバックス、皆さんはコーヒーを販売しているところと思っているかもしれませんが、違うんですね。スターバックスはコーヒーではなく、「サードプレイス」として過ごす場所を提供しているんです。徳島で最近増えているコマダ珈琲もそうですね。

こうした「サードプレイス」が、今、日本でも必要とされています。

種類としては、「ラーニング型」学ぶところ、「エンターテインメント型」遊ぶところ、「コミュニケーション型」人と接するところ、の3種類があります。

みんな自分の居場所を求めています。もし、こうした商売をやってみたいという方は、立地条件など様々ありますから、井崎に相談してくださいね。

元塾生では、こうした拡大するマーケットの紹介や経営の手法について1年間学んでいきます。是非ご参加ください。



労働保険の年度更新

～渡せば 終わり！ 労働保険の年度更新～

社会保険労務士
櫻葉 稔

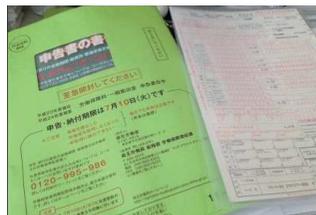


■ 申告書類が事業所に届きます

年度更新の書類は、5月下旬に事業所に郵送されてきます。

■ 申告期限

6/1 (木)～7/10 (月)です。
労働保険料の納付額を計算して、なおかつ7/10までに労働保険料を納付しなければなりません。



■ そもそも労働保険の年度更新とは？

労災保険料と雇用保険料を計算する手続きです。
年に1回のこの手続きで、納付する労災保険料と雇用保険料が決まります。

■ 簡単ですか？

H28年4月～H29年3月の給与額を集計し、納付する労災保険料と雇用保険料を計算します。
その際、労災保険にかかっている従業員、雇用保険にかかっている従業員の給与を分けて集計します。
また、役員や経営者関係の方は除いたり、64歳以上の雇用保険加入者は別で差し引くなど、細かな手順があります。

■ 労働保険に関する知識が関わってきます

従業員の労災保険・雇用保険に関する事務処理です。正しく処理しておくことが求められます。
そのためには、市販の専門書で知識をつける、その分野に詳しい人材を雇用する、専門家に依頼するなどして処理しなければ難しいでしょう。

■ 社労士法人アクシスにおまかせいただくと…

手引書を見ながら、時間を掛けて処理する必要がありません。
 手元に届いた書類に印鑑を押して渡すだけ！
 もう役所で待たない！事務処理なし！
 社労士が作成するから、正確・安心！

■ 料金

30,000円 (税抜)
※ 10人までの料金です。11人目からは1人あたり1,000円 (税抜)
※ 社労士顧問契約をしている事業所は、料金は発生しません。

■ 準備いただく書類

- 労働保険料申告書 (印鑑押したもの)
- H28年4月～H29年3月の給与がわかるもの (賞与も含みます)
- 〈建設事業の場合〉元請工事の一覧表 (H28年4月～H29年3月に終了した元請工事がわかるもの)
- 〈建設事業の場合〉労働保険料申告書に同封されている複写の様式すべて (印鑑押したもの)

労働保険料 申告書



ここに押印してください

算定基礎届

～これも渡せば 終わり！ 算定基礎届～

社会保険労務士
橋本 育代



■ 申告書類が事業所に届きます

算定基礎届の書類は、6月中旬に事業所に郵送されてきます。

■ 申告期限

7/1 (土)～7/10 (月)です。
年度更新と重なっています。

■ そもそも社会保険の算定基礎届とは？

社会保険料の年1回の更新手続きのことです。
この手続きにより、9月分から1年間の社会保険料が決定されます。

■ 簡単ですか？

4月、5月、6月に支払った給与を合計し、平均値を出し、社会保険料額表にあてはめます。
このとき、同時に出勤日数を拾い出し、17日未満の場合は除外します。
また、固定的賃金が変わったことにより、2等級以上変動した場合は、別に月額変更届の提出も必要となりますので、そのチェックも合わせて行います。

■ 社会保険に関する知識が関わってきます

社会保険料は給与の約30%ですので高額です。そのため、間違えると、修正のとき従業員さんから高額のお金を返金してもらわなければならないケースもあります。
より一層ミス無く処理することが求められます。

■ 社労士法人アクシスにおまかせいただくと…

年度更新と同じく、
 手元に届いた書類に印鑑を押して渡すだけ！
 もう役所で待たない！事務処理なし！
 社労士が作成するから、正確・安心！

■ 料金

30,000円 (税抜)
※ 10人までの料金です。11人目からは1人あたり1,000円 (税抜)
※ 社労士顧問契約をしている事業所は、料金は発生しません。

■ 準備いただく書類

- 算定基礎届 (印鑑押したもの)
- 算定基礎届に同封の総括表など (印鑑押したもの)
- H29年4月支払い給与～H29年6月支払い給与がわかるもの
- 予備的に「月額変更届」があるとスムーズです (印鑑押したもの)



ここに押印してください

もう余計なことはやりたくない！ 全ての社会保険手続きを何とかしたいときは 社労士顧問契約

社労士法人アクシスと顧問契約をすると、社会保険手続きをすべてお任せいただけます。
例えば、こんな手続きを顧問契約でお引き受けしています。

■ 手続き一覧 ※こちらは一部です。

いつ	手続き内容
社員が入社したら	健康保険・厚生年金資格取得手続き
	雇用保険資格取得手続き
社員が退職したら	健康保険・厚生年金資格喪失手続き
	雇用保険資格喪失手続き
賞与を支給したら	賞与支払届
給与を変更したら	月額変更届の提出（改定月より4ヶ月後）
社員が結婚したら	氏名変更届
社員が出産したら	出産手当金、育児休業申出書手続き
	育児休業給付手続き
社員が仕事中ケガをしたら	療養補償給付、休業補償給付手続き

■ 顧問契約料金表（予告なく改定する場合がございます） ※30名以上の場合は別途お見積り

従業員数 （役員・パート含む）	右記以外（税抜）	建設・飲食 県外事業所（税抜）
1-9名	月額 10,000 円	月額 15,000 円
10-19名	月額 15,000 円	月額 20,000 円
20-29名	月額 20,000 円	月額 25,000 円

年度更新と算定基礎届が重なるこの時期が、 もっともお得なタイミングです！

お申込は弊社担当者または
右記連絡先にお気軽に
ご連絡ください

axis
税理士法人アクシスグループ

◆お問合せ
社会保険労務士法人アクシス
〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3
Tel:088-631-8119 Fax:088-632-6543
担当 / 櫻葉 稔

！！納付漏れにご注意ください！！

【7月10日】

源泉徴収の「納期の特例」納付期限です

源泉徴収とは

源泉徴収とは、給与や報酬を支払う側が、予め所得税額を計算して、支払い額から差し引きます。差し引いた所得税は預り金として処理し、納付期日までに最寄りの金融機関や税務署の窓口で納付します。**納付期日は、通常給料や報酬などを支払った月の翌月10日までです。**

「納期の特例」とは

納期の特例とは、本来翌月10日までに納付すべき源泉所得税を、**年に2回6か月分ずつを、まとめて納付できる特例制度です。**（月々の納付事務が軽減されます）

【納付の期日】

- **1月から6月**までに支払った給与等に対する所得税 → **7月10日**
- **7月から12月**までに支払った給与等に対する所得税 → **翌年1月20日**

「納期の特例」の対象

- ✓ **従業員等が10人未満の事業者（法人・個人事業者）**が特例を利用可能です。
- ✓ 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出が必要です。
- ✓ 納期の特例対象となる所得は、給与や退職金から源泉徴収を行った所得税や、弁護士、税理士、司法書士などの報酬・料金から徴収した所得税等に限られます。

これ以外の外注費等に対する源泉は翌月10日までに納付が必要です。

会計サービス5課
富松薫

※ご不明点等ありましたら、税理士法人アクシスまでお気軽にご連絡ください

給与計算の作業負担を軽減し本業に集中しませんか？

給与計算代行

5,000円/5名分〜

株式会社徳島経理代行センター
社会保険労務士法人アクシス

毎月発生する煩雑な計算作業や料率変更作業等を削減し、本業に集中できる環境をお手伝いします。

価格は人数や業務内容によって異なります。

まずはお見積から！

お見積のご相談は・・・

Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com

担当：笠井（雅）・榎葉

資本主義150年の経験法則から学ぶ 経営の原理原則

全12回
(月1回開講)

『第6期 徳島元気塾』本講座

徳島で100社を超える企業が
学ぶ、全業種対象の経営講座です。



経営に必須の6大テーマを
全12回の講座で学ぶ経営講座

	テーマ		日程			テーマ		日程	
第1回	生存・成長のための 経営戦略の立て方	前半	2017.6.14 (水)	第7回	生存・成長のため の財務の基礎 と資金調達	前半	調整中		
第2回		後半	2017.7.19 (水)	第8回		後半	調整中		
第3回	成長する業態の作り 方、そのための経営 計画の作り方	前半	2017.9.22 (金)	第9回	成長を支える組 織・評価制度の 作り方	前半	調整中		
第4回		後半	2017.10.11 (水)	第10回		後半	調整中		
第5回	「新業態」「真空 マーケット」への取 り組み	前半	2017.11.20 (月)	第11回	事業承継の仕方	前半	調整中		
第6回		後半	2017.12.13 (水)	第12回		後半	調整中		

【時間】 17:15-21:00

【会場】 税理士法人アクシス徳島本社



講師：井崎 貴富

- ◆1972年三菱系商社に入社。5年後同社退職。大分県へUターン。
- ◆多くのチェーンストア、経営者に影響を与えた、日本リテイリングセンター渥美俊一氏の率いるペガサスクラブにて、10年間にわたって各種セミナーを受講し、徹底的に経営の原理原則を学び続ける。その間、経営に携わった地元企業で業態転換を推進し、約8年間で100倍の規模へ導く。10年後、同社退職。（現在、当該企業は380億円に成長中）
- ◆1986年中小企業の経営コンサルティング活動を開始。同時に、再開発コーディネーターとして国・県の都市開発に従事。その後、中京、東京を中心に、アメリカ、アルゼンチン、その他多くのコンサルティング活動に従事。
- ◆2001年地方中小企業の成長推進のための経営セミナー（『元気塾』および『革真塾』）を開始。豊富な渡米歴をベースに、論理性重視の『原理原則』論を展開。
- ◆2002年より福岡大学経済学部ベンチャー起業論の非常勤講師として毎年定期的に講義活動中。
- ◆2003年より福岡県『若手起業家育成塾』の常勤講師として2年間活動。

参加申込要項

参加受講料
(税込)

- 新規受講者受講料 259,200円(税込) (講座1~12の一括払)
- 2回目以上受講者受講料 129,600円(税込) (講座1~12の一括払)
- 同伴社員(2人目から)受講料 64,800円(税込) (講座1~12の一括払)
- オブザーバー(試聴)受講料 10,800円(税込) (1回のみ)

【お問合せ】 徳島元気塾事務局 税理士法人アクシス 担当：笠井(雅) Tel:088-631-8119 Fax:088-632-6543